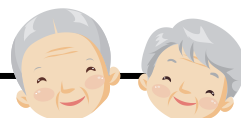


# 65歳以上の年金受給者の皆さんへ

## 個人住民税（市県民税）の納税方法が変わります

### ～公的年金からの特別徴収～

公的年金にかかる個人住民税は、6月（第1期）と8月（第2期）は従来どおり納付書または口座振替で納付していただきますが、10月以降は公的年金から特別徴収（天引き）となります。



#### ◆対象となる方

令和5年4月1日現在、65歳以上（昭和33年4月2日以前生まれ）の方で、老齢基礎年金等の支払を受けており、令和4年中の公的年金等の所得に対する個人住民税が生じる方。

ただし、以下のいずれかに該当する方は、従来どおり納付書で納付していただきます。

- ① 令和5年1月2日以降に市外へ転出された方
- ② 介護保険料が公的年金から特別徴収（天引き）されていない方
- ③ 特別徴収（天引き）される公的年金の年間給付額が18万円未満の方
- ④ 特別徴収（天引き）される個人住民税額が公的年金から引ききれない方

#### ◆対象となる税額

令和4年中に受給した公的年金等所得（厚生年金・共済年金・企業年金等）にかかる所得額に応じた税額。

令和4年中に公的年金以外の給与所得や事業所得があった場合、その所得にかかる税額は、公的年金からの特別徴収とは別に、従来どおり給与からの天引き、または納付書で納めていただくことになります。

【参考】令和4年中に公的年金以外の所得がある場合の例

令和5年度の個人住民税額（①+②+③）	納税方法
① 給与所得にかかる税額	給与から天引きまたは納付書（口座振替）
② 公的年金等にかかる税額	公的年金から天引き
③ その他の所得にかかる税額	納付書（口座振替）または給与から天引き



#### ◆対象となる年金

老齢基礎年金または老齢年金、退職年金等。

※障害年金や遺族年金からは特別徴収されません。

## ◆納付方法

公的年金から特別徴収が始まるのは、**令和5年10月支給分の年金から**となります。このため、令和5年度の公的年金にかかる住民税額のうち半分については、令和5年6月と8月にこれまでどおり、納付書または口座振替により納めていただくことになります。

**この納付方法の変更で新たに税負担が生じることはありません。**

また、個人住民税では地方税法の定めにより、公的年金所得があり納税義務のある人は自動的に特別徴収が実施されます。

【例】住民税の年税額が6万円（年金所得のみ）の場合

**令和5年度**の納め方

納付方法	納付書などで納める (普通徴収)		年金から天引き (特別徴収)			
	月	税額	算出方法	月	税額	算出方法
月	6月	8月	10月	12月	令和6年2月	
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円	
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6	

6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書または口座振替で納めていただきます。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを天引きします。

**令和6年度**以降の納め方

納付方法	年金から天引き (特別徴収)					
	月	税額	算出方法	月	税額	算出方法
月	4月	6月	8月	10月	12月	令和7年2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	令和5年度年税額の1/6ずつ			令和6年度の年税額の残りの1/3ずつ		
	← 仮徴収			← 本徴収 →		

令和6年4月・6月・8月は、前年度の年税額の1/6ずつを仮の税額として天引きします。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月で仮徴収した税額を差し引いた残りの税額を1/3ずつ天引きします。

◆次の要件に該当したときは、年金の特別徴収（天引き）が中止になります。

- 死亡した場合
- 年金差し止めや現況届の出し遅れなどで年金が停止した場合など

特別徴収が中止となった場合は、普通徴収に切り替わり、現金納付用の納税通知書が送られます。

お問い合わせ先

渋川市役所総務部税務課市民税係 電話0279-22-2113（直通）